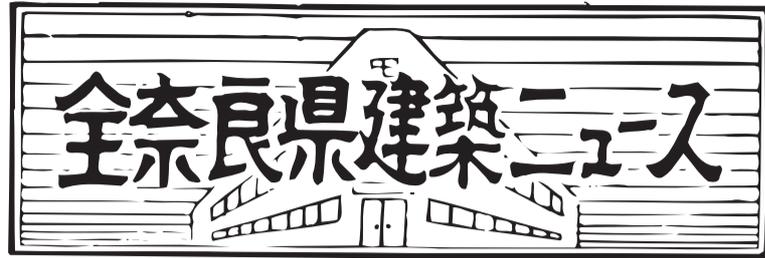


お盆休暇のお知らせ
8月14日(水)~15日(木)

本部業務はお休みさせていただきます。
ご不便をお掛けしますがよろしくお願いいたします。



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com

7.12 賃金・単価引き上げ、予算要求中央総決起大会



日比谷野音に全国から2001人が結集

通常国会の参議院本会議で「建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する請願」が全会一致で採択されました。そうした歴史的成果へ全国の仲間が一丸となって取り組んだ100万人国会請願署名の勢いそのままに、全建総連は「7・12賃金単価引き上げ予算要求中央決起大会」を開催。46県連・組合から2001人が参加し、2025年度予算確保に向けた運動をスタートさせました。

近年、酷暑が続く中、夏の中央決起大会ではデモ行進を中止。あいにくの雨天にも関わらず、全国から日比谷野音楽堂に多くの仲間が集まりました。

中西委員長は「建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する請願」に触れ、各県連組合の仲間がかち取った歴史的運動の成果と総括。合わせて成立した改正担い手3法について、就労環境の整備、担い手確保・育成、CCUSの普及・

請願採択を力に要求実現へ



雨天の中、建設国保の育成・強化、賃金単価大幅引き上げをプラカードで訴え

促進など、私たちの要求が高い水準で盛り込まれた点を強調し、仲間の協力に感謝を述べました。

加えて、建設国保の育成強化、現行補助水準の確保、物価高騰を上回る大幅な賃上げなど、全建総連の直面する課題を挙げ、「61万人の仲間の力を結集し、各省庁との交渉を成功させ、制度・政策に要求を反映させていこう」と呼び掛けました。

勝野書記長の基調報告では、要求の2つの柱を①大幅な賃金単価の引き上げ、下請事業者などへの確実な法定福利費の行き渡りと安全経費を確保し、若者が入ってこられる就労環境への改善を求めていくこと、②建設国保を安定的に運営するための国庫補助、担い手確保・育成のための支援策を来年度概算要求に盛り込んで盛り込むことと説明しました。

東京都連からの決意表明、京都建労からの大

コーナンプロ香芝店で第4弾の朝宣伝

4回目の組合宣伝行動として、7月11日(木)の朝8時から9時までコーナンプロ香芝店において、香芝支部の和田支部長さん、御所支部の鈴木支部長さんに協力を頂き、本部の松井書記長、大井、能城、向書記が参加して朝宣伝行動を実施しました。当日は生憎の雨模様となりました。職人さん達が休憩の合間に組合パンフを見て、一人親方労災や中野建設組合へのご声援を呼びかけ、組合の魅力を語り、組合の存在と加入の意義を語り、是非、組合加入して下さい。是非、組合加入して下さい。是非、組合加入して下さい。

「二人親方労災や職人のため健康保険(中建国保)を取り扱っています。何かあれば問合せ下さい。」と声掛けをし、是非、組合加入して下さい。是非、組合加入して下さい。是非、組合加入して下さい。



労災保険について説明する本部書記

会決議の提案の後、プラカードアクション、団結ガンバロウで、要求実現に向けて意思統一をはかりました。

今大会には本部書記局4名が参加し、社会保障制度の拡充、担い手の確保・建設国保の現行補助水準確保などを訴えました。(組合本部 大井書記記)



朝宣伝に参加された役員皆さん

(本部書記 能城記)

山添支部日帰り研修旅行

大阪府咲洲庁舎から万博会場を一望

山添支部（組合長・宮坂恭司）は、6月21日（金）に恒例の日帰り研修旅行を大阪府咲洲庁舎（大阪・市住之江区）で実施し、組合員14名が参加し見聞と親睦を広げました。

大阪府咲洲庁舎「愛称.. さきしまコスモタワー」は、高さ256.0m、地上55階、地下3階建て完成時は西日本で最も高いビルでした。その最上階の地上252mに展望台があり、大阪や神戸の街並みが一望でき、来年4月13日から10月13日まで開催される、建設中の大阪関西万博の会場を望むことができ眺望は圧巻でした。

会場のシンボル施設となる「大屋根（リング）」は清水の舞台のように、木の梁と貫で支えられた、完成すれば1周約2km、幅30m、高さ12〜20m。使用する木材の量は約2万7000m³という世界最大級の木造建築物となるそうです。

短い時間ではありましたが、未来の世界に想いを馳せる研修でした。（副支部長 大谷勝司記）



14名の仲間が参加し親睦をはかる

安衛則改正 令和5年（2023年）10月から 安全な足場を目指し ～足場点検時の氏名記載を義務化～

今回の労働安全衛生規則改正は以下の3点がポイントです。

令和5年10月1日以降

- ①足場点検時に点検者を指名、点検を行わせることを義務付ける。指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」など、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行う。点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ②足場の点検を行った時は点検者氏名の記録・保存を義務付ける。

令和6年4月1日以降

- ③一側足場の使用範囲を明確化する。（幅1メートル以上の場合は本足場を義務づける）

改正の背景には、建設業において労働災害件数は減少傾向にあるものの、年間およそ300人が死亡、1万5千人が死傷しており、死因のうち最も多いのが墜転落だという現状があります。組合内の労働災害は昨年84件発生し、その内13件が墜転落に起因する災害となっています。

今回の改正は事業者や注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けました。（①②は令和5年10月1日施行）

3点目は「一側足場の使用範囲の明確化」です。

今回の改正では幅1メートル以上の場所は本足場の使用が義務づけとなります。

なお、つり足場の使用時や障害物があるなど、本足場の使用が難しい場合は適用除外としています。（施工日は令和6年4月1日）

適法な足場を設置し、足場の設置が困難ときや足場を一部取り外して作業する場合は、安全帯を使用して重篤な災害につながる可能性が高い墜転落災害を防ぎましょう。

改正された労働安全衛生規則についてのパンフレットは右記の2次元コードから確認できます。

厚労省パンフレット



組合内事業所でも重大災害が多発しています。 スレート屋根、梁からの転落事故が連続。

保護帽や安全帯着用・足場の設置などを順守し、安全作業に従事してください。

元請現場で労働者を1人でも雇用している事業主は、一括有期労災に加入を！

下請の職人がケガした場合にも、事業主の責任となります。

費用徴収制度

(1) 労災保険に加入せずに、労働者が労働災害を発生した場合、ケガが治癒するまでの治療費や休業補償等については一切補償しなかりません。

なお、労働災害後に労災保険に加入した場合には、災害に遭われた労働者やその遺族には労災保険は給付されます。ただ、「事業主」に対しては、“給付された金額の100%又は40%を徴収される厳しい罰則”があります。

(2) 事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害で保険給付を行った場合には、事業主の注意を促すため、その保険給付に要した費用の一部を事業主から徴収することとなっています。

この場合、保険給付額の30%が費用徴収となります。

※費用徴収の対象となるのは、休業補償給付・障害補償給付・遺族補償給付・傷病補償年金・葬祭料のうち療養開始後3年間に支給されるもの。

重大事故や死亡災害が発生してから労災保険に加入しておけば良かった、安全衛生管理や墜転落防止対策を徹底しておけば良かったでは遅すぎます。

一事業主の力ではとても対処することは出来ません。

組合本部の正職員を募集しています

- ◎業務内容：労災保険、中建国保の業務等
- ◎基本給：210,000円
- ◎勤務時間：AM 8時45分～PM 5時15分まで
- ◎パソコン（ワード・エクセル対応）出来る方
- ◎普通自動車免許（AT限定可）
- ◎年齢：40歳以下の方（男性に限る）
- ◎連絡先：0744-22-5115

本部職員(アルバイト)を募集しています

- ◎業務内容：会計事務又は中建国保事務
- ◎時給：1,000円
- ◎勤務時間：AM 8時45分～PM 5時15分まで
- ◎パソコン（ワード・エクセル対応）出来る方
- ◎普通自動車免許（AT限定可）
- ◎年齢：45歳以下の方（女性の方）
- ◎連絡先：0744-22-5115

組合本部の窓口業務について

組合本部へのご来局は、
事前にお電話をお願い致します。

組合活動にご協力ならびにご理解を賜り厚くお礼申し上げます。本部職員の離職・退職により、窓口や電話等でお待ち頂くことが多くなっています。

また、役所等への手続き外出で留守がちとなり、ご来局頂いたにもかかわらず十分な対応が出来ない場合もあります。

大変、ご不便をお掛け致しますが、ご来局の際は事前にお電話をお願い申し上げます。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

建築組合本部 ☎ 0744-22-5115

— 36協定届 — 届出行っていますか 時間外・休日労働の際に必要な

従業員を雇用している事業主のみなさん、36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の届出は行っていますか。個人事業所・法人事業所、従業員の人数を問わず、従業員を時間外・休日労働に従事させる場合は、36協定届の届出が必要となります。

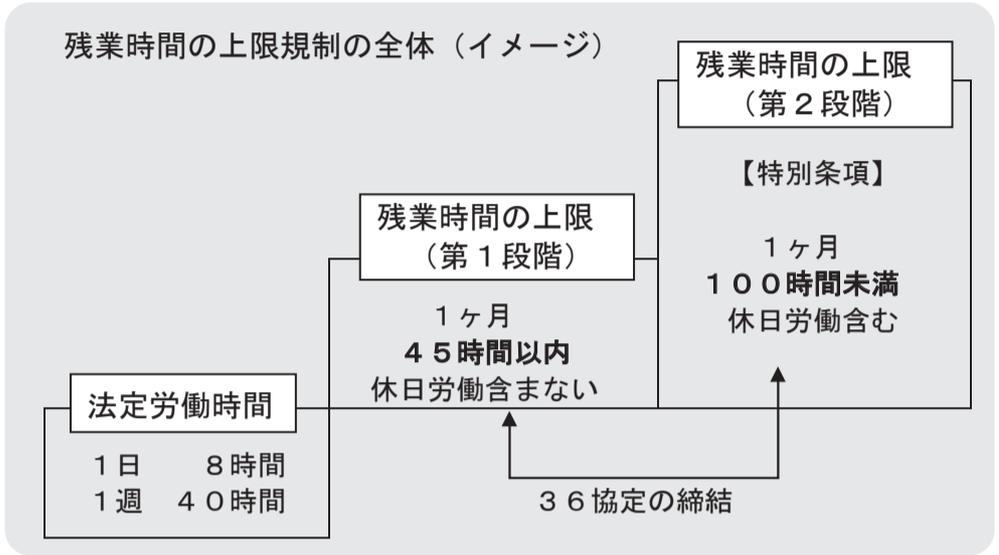
時間外・休日労働が月30分、1時間であっても届出が必要となるので注意が必要です。

建設業における36協定届は現在、一種類のみ（様式9号の4）ですが、建設業における時間外労働時間の上限規制が適用される、令和6年4月1日以降は、他産業と同様に「一般条項」「特別条項」の2種類の協定届様式となります。

書類のひな型は「厚生労働省主要様式ダウンロードコーナー・労働基準法等関係主要様式」に掲載されています。

全建総連でも働き方改革関連法について理解を深めるためのリーフレットを作成しており、労働条件通知書、36協定届、法定3帳簿（出勤簿・賃金台帳・労働者名簿）など、ひな形を作成しています。いずれも全建総連のホームページで公開しています。

届出がお済でない方は、事業所管轄の労働基準監督署に届出を行いましょう。



奈良	134
生駒	181
山添	30
都祁	18
郡山	57
斑鳩	44
天理	159
東宇陀	17
田原本	71
北葛	297
桜井	123
香芝	105
宇陀	130
橿原	493
菟田野	41
東吉野	20
御所	82
吉野	51
中吉野	66
五条	97
川上	11
西吉野	7
天川	2
十津川	14
下北山	3
合計	2253

組合員 2,253名 支部組織人員(令和6年7月20日現在)

ようこそ 組合の仲間へ

令和6年7月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
生駒	久保 友弘	48	とび・土工	瀧口 宏
天理	玉置 勝	74	家洗い他	
香芝	小川 修稀	31	電工	和田 全示
橿原	植杉 正孝	48	大工	浅岡 政則
橿原	北村 吉葵	19	鳶工	岩崎 真吾
橿原	富田 秀吉	56	型枠大工	近澤 泉



仲間の声を機関紙に
みなさんからの投稿記事をお待ちしております。



今月の労災事故件数

(令和6年6月21日～)

令和6年7月20日まで)

一人親方1件／一括有期8件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	1	0	1
2. 転倒	1	3	0	4
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	0	0	0
5. 切れ・擦れ	0	0	0	0
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	3	0	3
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	1	0	1
合計	1	8	0	9

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。
※(組本)は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催
問合せ先 074213612040

○玉掛け技能講習
学科 9月25日～26日(組本) 実技 9月30日

○建築物石綿含有建材調査者講習
学科 9月17日～18日
学科 11月12日～13日

○石綿作業主任者技能講習
学科 10月3日～4日

○有機溶剤作業主任者技能講習
学科 9月26日～27日

◎建設業労働災害防止協会主催
問合せ先 074212213345

○足場の組立て等作業主任者技能講習
学科 9月11日～12日

○石綿作業主任者技能講習
学科 令和7年1月28日～29日

○建築物石綿含有建材調査者講習
学科 9月18日～19日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育
学科 11月6日

○足場の組立て等業務に係る特別教育
学科 11月21日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

『先月より1名増』

「事務所・作業場・倉庫」等の 労災保険

工事現場以外の業務とは…

- ①作業場で（請負工事とは無関係な）木材等を加工する。
- ②作業場・倉庫・資材置場で、手すきの時間（請負工事とは無関係）に片付け、整理、道具の手入れをする。
- ③事務の業務など。

例えば

- ・従業員が作業場で建築用金具を加工中にケガをした。
※請負工事につながる作業ならば「元請の現場労災」を適用。
- ・雨天のため、従業員に倉庫の整理整頓を命じたところケガをした。
- ・事務所内で事務員が転倒してケガをした。

これらのケースは「事務所労災」を成立させていなければなりません。しかし、事業主が労災保険に未加入であっても、ケガをされた労働者は労災保険で救済されますが、労災保険加入の事業主に対しては、さかのぼっての保険料の徴収や労災保険給付額の100%又は40%を徴収される費用徴収等のペナルティが課せられることもあります。

労災保険、大丈夫ですか

「現場労災」だけでは 不都合なケースも!?

労災保険は、労働者（事業主に使用され、賃金を受けている人）の災害に対する保護を目的とする制度ですが、建設業の労災保険は一

般的な労災保険とは異なり「現場労災」と「事務所・作業場等」に分かれています。さらに造園業であれば「剪定作業のため」の労災保険もあります。

「事務所・作業場・倉庫」などの労災保険については、工事現場以外の業務が対象となるのですが、事務員を雇用（同居の親族を除く）している場合、または請負工事とは関係のない作業場・倉庫・資材置場などでの作業がある場合には、労働災害がおこったときに「現場労災」では適用されないことがあります。これら「工事現場以外の業務」を行う「労働者」の労働災害に備えるものとして「事務所労災」の加入が必要となります。保険料の計算方法は労働者の賃金総額（年間）×保険料率となります。

また、造園業者における「剪定作業のため」の労災保険については、土木工事を伴わない「樹木の剪定や手入れのみ」の業務は、労災保険上では、農業の扱いになり、事業主は「樹木の剪定や手入れのみ」業務のための労災保険の加入が必要になります。保険料の計算方法は「事務所労災」と同じです。労災保険のご不明な点は組合の労災係りまでご相談ください。

組合顧問弁護士へご相談下さい。

- 工事中・後の施主との工事代金不払い
- 手形や小切手の取引の問題
- 竣工後の施工面のクレーム
- 債権回収の相談
- 元請や業者間との賃金不払い
- 従業員の賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。まずは組合本部へご連絡下さい。

・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。
奈良総合法律事務所 0744-23-8611

中建国保のホームページを ご活用ください。

保険料シミュレーション

所属の支部、保険料種別、家族数に応じた、月ごとの保険料が簡単な質問に答えるだけでわかります。QRコードを読み取るとスマートフォン専用ページを見ることができます。

<http://www.chuken.or.jp>



夏場の脳梗塞に要注意！

要注意の時間帯に水分補給の習慣を

夏の脳梗塞で特に注意が必要な時間帯は「睡眠中と、朝の起床後2時間以内」です。

水分が補給できない睡眠中に汗をかき、脱水状態になったところで起床直後に血圧が上がるために、脳梗塞を引き起こしやすくなってしまいます。



脳梗塞にならないための予防として、就寝前と起床後にコップ一杯の水を飲むことを習慣にしましょう。

◇こんな兆候が一つでもあったら、すぐ救急車を！

- ・片側の目が見えにくくなる、物が二重に見える
- ・顔の片側が下がり、ゆがんでいる
- ・片側の手足に力が入らない、体の半分がしびれる
- ・ろれつが回らなくなり、言葉が出にくくなる

中建国保からご案内

集団健診が始まります。 9月9日～14日 早期発見&早期治療を。

今年度も生活習慣病予防の徹底を図るため、基本健診・がん健診・胸部直接レントゲン撮影の三本柱を中心に集団健診を9月9日から14日にわたり実施します。

過去に建材として使用されていたアスベストによる健康被害は、建設業に働く者にとっては重要な問題です。少しでも早く発見することが健康と生活を守るために必要であり、今年度も胸部直接レントゲン写真の読影を進めてアスベスト対策に取り組んでいきます。

中建国保奈良建築支部が開催するこの集団健診を受診された場合、受診者の自己負担金はありません。ただし集団健診を受けることができる方は、中建国保に加入されている組合員さんと20歳以上の家族の方です。

健診をお申込みになられた方は、くれぐれもお忘れなく受診をお願いします。

